

# 人権啓発関係業務仕様書

## 1. 業務名 人権啓発関係業務

## 2. 業務目的・概要

本市では、人権問題を重要な課題と位置づけ、2001(平成 13)年に「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、同条例に基づき「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を設置している。人権施策を推進する際の基本方向として、「人権意識の高揚を図るための施策」を掲げ、審議会の答申を受けて策定した「八尾市人権教育・啓発プラン」に沿って、人権尊重の視点に立ったまちづくりを進めている。

また、人権擁護にかかる計画の策定については、国における法制化の動向を注視する必要があり、具体的な取り組みとして、適切な助言や情報提供などの支援を行うとともに、関係機関等との連携や協力を通して課題や必要な取り組みの把握に努めるなど、「人権擁護に資する施策」を推進している。

一方、今日もなお、人種や性別、障がいがあることなどを理由とした多くの人権侵害事案が発生する中、インターネット上への差別的な書き込みや動画投稿、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷など、その様相は、社会・経済情勢の変遷とともに、多様化・複雑化している。

こうした中、2025 年に開催される関西万博では開催テーマの一つに、SDGs の理念である、「一人ひとりの人権が尊重され、ともに認め合い、差別のない、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らすことのできる社会の実現」が掲げられている。

本市においても、この万博の開催を人権啓発の好機ととらえ、万博開催に向けた取り組みと連動した効果的かつ効率的な人権啓発を実施することを目的とする。

## 3. 対象地域及び対象者

### (1) 対象地域

事業の対象地域は、八尾市全域とする。

### (2) 対象者

八尾市内に在住・在勤・在学の方（以下、「市民」という。）

## 4. 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

※事業の目的が適切に実現され、仕様どおり実施が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大 4 年間は、公募によらず当該団体と委託契約をすることができる。

翌年度の契約の可否については、委託期間中の業務の実施状況等をもとに八尾市が決定する。

ただし、この場合であっても翌年度の予算の成立内容により、契約内容が変更となる場合がある。

## 5. 実施場所

主に八尾市内

但し、本業務を実施するための事務所は受託者の事務所とし、受託者の責任において、準備するものとする。

## 6. 業務内容

### (1) 人権啓発業務

市民の人権意識の高揚を図り、人権尊重の社会づくりを推進するため、専門的な知識やノウハウ、他団体とのネットワークを活用し、多様化・複雑化する人権課題の啓発を実施する。

#### 【具体的内容】

ア 様々な人権課題に関する講演会・映画上映会等の企画・実施

- ・人権啓発に関する講演会の実施：市内で年1回

定員 300 人規模の会場での実施

- ・人権啓発に関する映画の上映：市内で年2回

定員 100 人規模の会場での実施

イ 人権に関する基礎知識を養成するための研修会の企画・実施

- ・人権基礎講座：市内で年4回

第1回：定員 80 人規模の会場（講師による研修会）

第2回：定員 40 人規模の会場（参加者同士による意見交換会）

第3回：定員 40 人規模の会場（参加者同士による意見交換会）

第4回：定員 80 人規模の会場（講師による研修会（動画による研修予定））

#### 【留意事項】

- ・業務の実施にあたり、実施方法や企画内容、実施体制、参加者の募集方法等については市と事前に協議したうえで行うこと。

### (2) 人権啓発支援業務

市民及び市内各種団体等が人権研修等を企画・実施するにあたり、企画・実施内容に適したテーマや講師の紹介、講師リストの作成を実施する。

また、市民及び市内各種団体等が刊行物等を作成する際に、人権の視点を持ったアドバイスをする。

#### 【具体的内容】

ア 講演会や研修会等のテーマや講師等についての提案、提言

- イ 市内で活用可能な講師リストの作成（リストの更新を含む）
- ウ 啓発パンフレット等の記事内容、構成、デザインについての助言
  - ・例えば、性別による固定観念や先入観にとらわれない表現等についてアドバイスをする等。

**【留意事項】**

- ・講師リストの作成にあたり、あらかじめ市と十分に協議したうえで作成すること。講師の名前、プロフィール、講演可能な内容、謝金の目安については、必須記載項目とする。
- ・講師リストについては、随時更新を行うこと。
- ・講師リストの提供に際しては、事前に市の了解を得ること。

**(3) 差別防止啓発業務**

一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進を図るため、差別を防止するための啓発業務を実施する。

**【具体的内容】**

**ア 差別事象連絡・啓発検討会の運営**

市内で発生した差別事象の報告や今後の啓発の取り組み方法について、市が定める委員間で協議を行う、差別事象連絡・啓発検討会を運営する。

差別事象連絡・啓発検討会は、年2回実施する。

**イ 差別防止に関する啓発グッズの企画・作成**

啓発グッズ1種類、1,000個程度の企画作成を行う。

**【留意事項】**

- ・差別事象連絡・啓発検討会の運営は、市と事前に協議したうえで行うこと。
- ・啓発グッズの作成にあたり、啓発物品の内容については市と事前に協議したうえで行うこと。

**7. 関係書類の提出**

本業務の遂行にあたり、次に指示する関係書類を作成し、提出すること。

その他、業務実施にあたって市が必要に応じて求める関係書類等を適宜提出すること。

**(1) 実施計画**

業務を効果的に実施しつつ業務の質を向上させるため、人権啓発関係業務に係る当該年度実施計画を提出すること。なお、実施計画には、業務実施体制やその他、業務実施にあたって必要な事項等を記載すること。

**(2) 業務実施に関する報告**

業務が完了した際、業務の実績報告書を作成し、業務完了後15日以内に、市に提出すること。

(3) 業務完了後の報告

業務の実績報告として、実績報告書（年間）を作成し、市に提出すること。

8. 留意事項

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守すること。
- (2) 個人情報及びその他業務の処理に伴い知り得た情報は他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 業務の実施において得られた成果物は八尾市に帰属し、業務の実施において得られた情報は、法令の範囲内で八尾市が使用できるものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、八尾市の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- (5) 八尾市と業務の委託契約を締結する際は、別途、詳細を協議するものとする。
- (6) 仕様書に定めのない事項又は新型コロナウイルス感染拡大や社会情勢により業務内容に変更が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- (7) その他、事業の実施に際しては八尾市の指示に従うこと。

以 上